農林水産省地球温暖化対策計画策定の背景・基本的方向性

農林水産省地球温暖化対策総合戦略 (平成19年6月決定(平成20年7月一部改定))

京都議定書第1約束期間(平成20年~24年)の6%削減約束達成のために必要な対策の加速化についての推進方向、今後避けることができない地球温暖化の影響に対する適応策に関する取組方向、我が国の技術を活用した国際協力の取組方向を明らかにする。

背 景

パリ協定(平成27年12月)

- ○京都議定書に代わる2020年以降の温室効果ガス排出削減のための新たな国際枠組み。
- ○世界共通の長期目標として2℃目標の設定。1.5℃に抑える努力を追求。
- ○主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに 提出·更新。

気候変動の影響への適応計画(平成27年11月)

- ○気候変動の影響への適応を計画的かつ総合的に進める ため、政府として初の適応計画
- ○気候変動の影響への適応策の推進により、当該影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築
- ○21世紀末までの長期的な展望を意識しつつ、今後おおむ ね10年間における基本的方向を示す

農林水産省気候変動適応計画 (平成27年8月)

- ○政府全体の影響評価と整合し、気候変動への影響に 的確かつ効果的に対応する計画。
- 1. 既に影響が生じており、社会、経済に特に影響が大きい項目への対応
 - 例:果樹(優良着色品種等への転換)等
- 2. 現在表面化していない影響に対応する、地域の取組を推進
- 3. 影響評価研究、技術開発の促進
- 4. 気候変動がもたらす機会の活用

日本の約束草案(平成27年7月)

○エネルギーミックスと整合的なものとなるよう、技術的制約、コスト面の課題などを十分に考慮した裏付けのある対策・施策や技術の積み上げによる実現可能な削減目標として、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度▲26.0%(2005年度比▲25.4%)の水準(約10億4.200万t-C02)とする。

地球温暖化対策計画(平成28年5月)

- ○地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策推進法に基づいて策定する我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画。
- ○中期目標:2030年度において、2013年度比26.0%減の水準。
- ○長期的目標:2050年度までに 80%の温室効果ガスの 排出削減を目指す。
- ○革新的技術の研究開発を強化。

その他

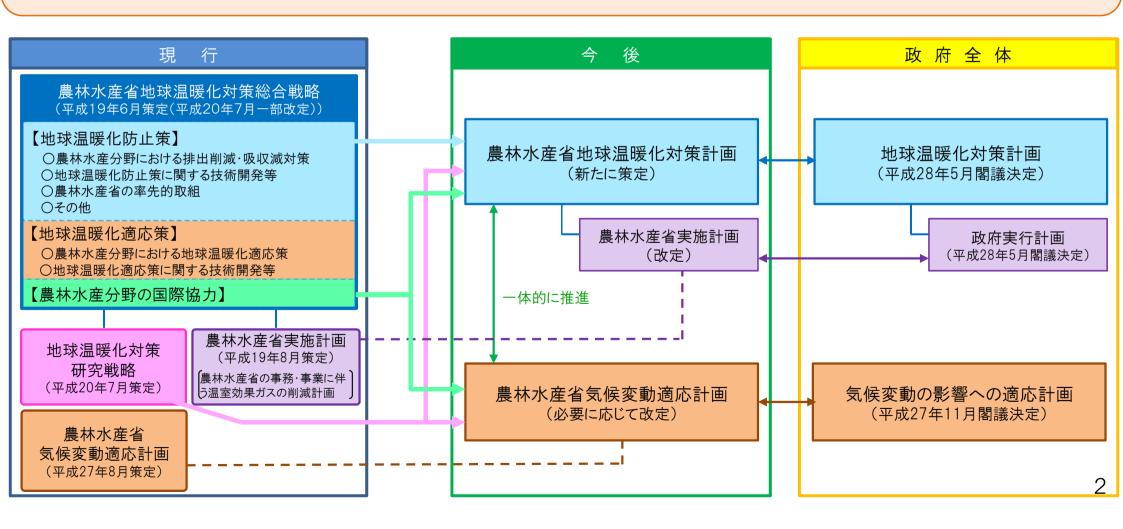
- ●美しい星への行動2.0
- ●パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について
- ●エネルギー・環境イノベーション戦略
- ●政府実行計画
- ●G7伊勢志摩サミット
- ●地球温暖化対策推進法の一部改正
- ●バイオマス活用推進基本計画 等

基本的方向性

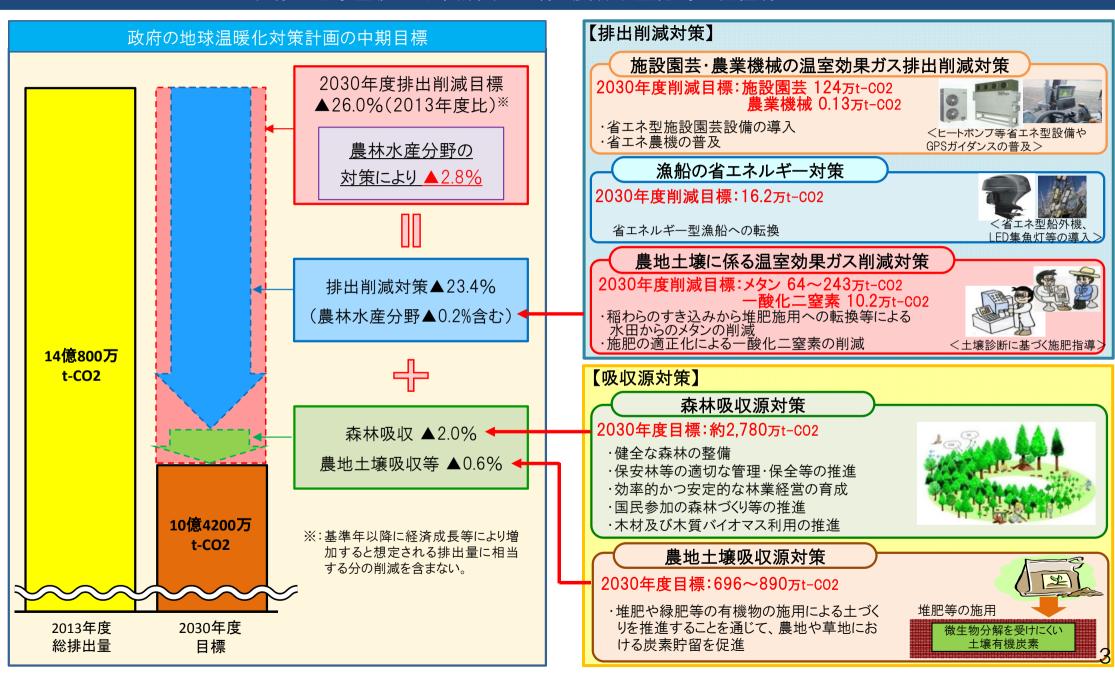
- ◆農林水産分野における緩和策と適応策 を一体的に取り組み、地球温暖化対策を 推進。
- ◆緩和策については、地球温暖化対策計画における温室効果ガス削減目標の確実な達成に向け、排出削減・吸収源対策を着実に推進。
- ◆適応策については、農林水産省気候変 動適応計画に基づき着実に推進。
- ◆政府の関連計画等の見直し等への機動 的対応。
- ◆農林水産省気候変動適応計画と両輪を なす、「農林水産省地球温暖化対策計 画」を新たに策定。

農林水産省における地球温暖化対策の体系の整理について

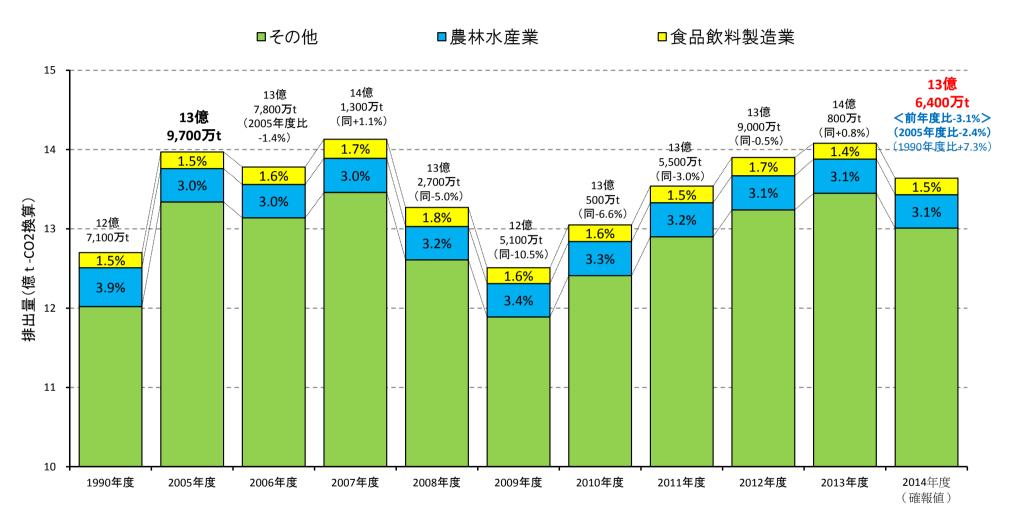
- ○気候変動への対応に関する政府全体の動向としては、昨年11月に「気候変動の影響への適応計画」が、本年5月には「地球温暖化対策計画」が閣議決定。
- ○これまで、農林水産省においては、「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」の策定等を通じて、農林水産分野における緩和策と適応策を実施。
- 〇加えて、農林水産分野での気候変動による将来予測等を踏まえた計画的な適応策をきめ細かく講じていくため、政府全体の計画に先立ち、昨年8月に「農林水産省気候変動適応計画」を別途策定。
- ○このため、今般、農林水産省気候変動適応計画と両輪をなす「農林水産省地球温暖化対策計画」を新たに策定。



政府の地球温暖化対策計画の目標と農林水産分野の位置付けについて



我が国の温室効果ガス排出動向と農林水産分野の位置付けについて



我が国の温室効果ガス排出動向

(備考) 温室効果ガスインベントリオフィス公表(平成28年4月15日)の「日本の温室効果ガス排出量データ(1990~2014年度) 確報値」に基づき作成